# 岩見沢市障がい者福祉計画

## 概要版

岩見沢市

## 計画策定にあたって

## 1.計画策定の背景と趣旨

#### 国の動向

障害者基本法に基づき平成5年3月に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5~14年度)、同計画の重点施策実施計画として平成7年12月に「障害者プラン~ノーマライゼーション7か年戦略」(平成8~14年度)を策定し、障がい者に対する総合的な施策を進めてきました。さらに、平成14年より市町村へ精神障がい者福祉などに関する事務の一部を移譲しました。

平成 15 年度からは、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会をめざす「障害者基本計画」(平成 15~24 年度)とその重点実施計画である「重点施策実施 5 か年計画(新障害者プラン)」(平成 15~19 年度)が開始されました。

また、少子高齢化の進展するわが国において、社会環境の変化にあわせ社会保障制度のあり方の見直しを進めているところであり、平成12年には、身体障害者福祉法などが改正され、障がい者福祉サービスの支援費制度への移行(平成15年度施行)が進められました。支援費制度について現在は、サービスの増加が見込まれる中、適切にサービスを確保できるように制度全般にわたって検討が行われています。

#### 北海道の動向

平成 5 年に「障害者に関する新北海道行動計画~人にやさしい社会を目指して~」(平成 5~14 年度)を策定し、障がいのある人もない人も同等に基本的権利を保障され、ともに生活できる社会をめざす「ノーマライゼーションの実現」という考え方と、障がい者がライフステージごとに必要とするサービスを有機的・体系的に提供される「総合リハビリテーションシステムの構築」を目標に掲げました。平成 10 年 3 月には前計画の後期重点施策実施計画として「北海道障害者プラン」(平成 10~14 年度)を策定し、障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。

平成 14 年度には、前計画の基本理念を引き継ぎ、「ノーマライゼーション社会の実現」を基本的な目標として、新たに「北海道障害者基本計画」(平成 15~24 年度)を策定し、さらに、この計画の前期 5 か年の重点施策として、「前期実施計画」を定め、障がい者施策の一層の推進が図られています。

障がい者を取り巻く環境は、核家族化や少子高齢化の進行、地域社会の関係の変化や、低迷の続く経済情勢などにより、大きく変化しています。一方で、障がいの重度化、重複化も大きな課題となっています。

岩見沢市においても、障がいがあってもできるだけ今の暮らしを継続したいという市民が増え、住み慣れた地域での暮らしを行うための各種在宅サービスの提供などに重点を置いた多様な福祉施策へのニーズが高まっており、また、権限委譲に伴う、精神障がい者に対する福祉施策の拡充など新たな取り組みも必要とされています。

障がい者に対する福祉サービス制度では、行政がサービスの利用者を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者本位の考え方に立ち、利用者がサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき契約により利用の決定を行う「支援費制度」に平成 15 年度より移行しました。

このような状況を踏まえ、本市における障がい者の総合的な支援体制を構築するとともに、障がい者の自立と社会参加を促進し、障がいのある人とない人がともに支えあうまちづくり(共生社会の実現)を推進するため、「岩見沢市障がい者福祉計画」を策定しました。

### 2.計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、公募による市民、障がい者団体の代表、福祉団体の代表、各種関係団体の代表、有識者の 17 名で構成する「岩見沢市障がい者福祉計画 策定委員会」を設置し、6 回にわたって審議を行いました。

計画策定に広く市民の意見を反映させるため、アンケートを実施するとともに、策定委員会では、関係者との懇談会を開催しました。

## 3.計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10か年とします。

なお、計画を実施していく過程において、社会情勢などの変化により、計画の見直 しが必要となった場合には、柔軟に対応することとします。

### 4.計画の推進

この計画は、市民、事業者、ボランティア、関係機関・団体、当事者、そして行政が、それぞれ主体となり、役割を果たしつつ、連携を図りながら、市民ぐるみで推進します。

また、「計画推進協議会(仮称)」を設け、実施する事業内容の検討などを行い、計画を推進します。

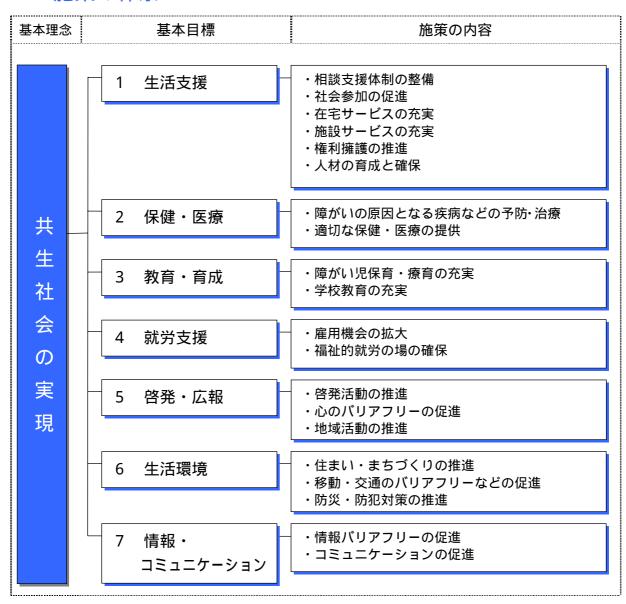
## 計画の基本理念・目標

## 1.基本理念

2

この計画は、障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、社会活動に参加するノーマライゼーションの理念を基本とし、障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指すものです。

## 2.施策の体系



## 分野別施策の内容

## 1. 牛活支援

## 動向と 課 題

3

障がい者の数は本市においても年々増えており、さらに障がいの重度化、 重複化が進んでいます。また、住み慣れた地域で自立した在宅生活を送り たいと考える傾向が強まっています。平成 15 年度からは、利用者本位の

考え方に立ったサービスを提供するため、支援費制度が施行され、サービス提供のしくみが「措置」から利用者の「選択・契約・利用」へ転換され、障がい者の自己決定が尊重されることとなりました。障がい者が地域で自らの意思により、自分らしい生活を継続しながら、社会の一員として生きがいを持って暮らせるよう、相談・支援体制や福祉サービスの提供をいっそう充実させる必要があります。

## 施策の 方 向

障がい者が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、一人ひとりの多様なニーズに対応する生活支援サービスの一層の充実に努め、介護者の負担を軽減し、地域社会全体で障がい者の生活を総合的に支援する体制の整備を進めます。障がい者が地域で自立した生活ができるよう、施設の整備を進めます。

#### 相談支援体制の整備

- ・相談窓口などの充実
- ・ケアマネジメント拠点の整備
- ・サービス事業者のネットワーク構築

#### 社会参加の促進

- ・社会参加の促進
- ・スポーツ・文化活動の振興、生涯学習 機会の充実

#### 在宅サービスの充実

- ・居宅介護(ホームヘルプサービス)
- ・デイサービス
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・グループホーム
- ・外出・移動の支援

## 権利擁護の推進

- ・地域福祉権利擁護事業の周知と普及
- ・成年後見制度の周知

#### 施設サービスの充実

- ・入所サービスの充実
- ・通所施設サービス・共同作業所の充実

#### 人材の育成と確保

- ・習得機会の充実と確保
- ・ボランティアの育成

## 2.保健•医療

## 動向と 課 題

障がいの発生原因は、遺伝子的要因や母体内の要因、出産の前後に原因のある先天的なものと、生まれてからの人生のライフステージにおいての疾病や事故による後天的なものがあります。障がいの早期発見、早期治療

は障がいの重度化を防ぐために、必要なことであり、定期的な健康診査が重要です。 また、生活習慣病などを原因とする障がいが増えるとともに、障がいの重度化・重 複化も進んでおります。障がいの原因となる疾病などの予防のため、日頃からの健康 づくりの大切さが提唱されています。心の病を持つ人も増えており、適切な対応が求 められています。

## 施策の 方 向

障がいの原因となる疾病の早期発見のため、妊産婦・乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導などの充実を図ります。健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の見直しなどを通じて、障がいの原因となる疾病を予防するため、各種健康診査や相談体制とともに、適切な医療、リハビリテーションの充実を図ります。

障がいの原因となる疾病などの 予防・治療

・障がいの原因となる疾病などの予防と 早期発見

#### 適切な保健・医療の提供

- ・医療・リハビリテーションの提供
- ・適切な保健サービス
- ・精神障がい施策の充実

## 3.教育・育成

## 動向と課題

乳幼児の発育や発達の遅れを早期に発見するとともに、発達の遅れや障がいが確認された子どもに対する必要な療育や相談などを早期に行う体制の充実が必要とされています。障がいのある児童生徒の教育については、

障がいの種類や程度に応じ特別の場での指導を行う教育から、学習障がい(LD)注意欠陥/多動性障がい(ADHD)高機能自閉症など、軽度の発達障がいを含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握した適切な教育的支援を行うことが求められています。

## 施策の 方 向

発達の遅れのある子どもや障がいが認められる子どもに対する早期の相談・指導を行い、一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな教育を行うよう、乳幼児期から学校卒業までの一貫した計画的な療育・教育環境の整備を進めます。

#### 障がい児保育・療育の充実

- ・早期療育の充実
- ・子どもの発達相談の充実
- ・障がい児療育のための専門職研修の充 実
- ・障がい児保育の充実

#### 学校教育の充実

- ・ことばの教室の充実
- ・学校での指導の充実
- ・障がいの特性に配慮した教育の実施
- ・障がい児学級への通学の支援
- ・学校施設・設備の充実
- ・交流教育の推進

## 4. 就労支援

## 動向と課題

障がい者の自立と社会参加のためには、障がい者が、その適性と能力に 応じて雇用の場に就くことが重要です。しかし、経済情勢などから、障が い者が就労機会を得ることが難しい状況が続いています。障がい者の就労

の機会を広げるため、雇用主などへの啓発や障がい者の職業能力の育成、授産施設などの福祉的就労の場の確保などが求められています。

## 施策の 方 向

障がい者の雇用機会の拡大のため、関連機関と連携し、雇用への理解を 深め、障がい者の雇用の促進に努めます。

#### 雇用機会の拡大

- ・能力や特性に応じた職域の拡大
- ・障がい者の働きやすい多様な雇用・就 業形態の促進
- ・情報通信技術 (IT) を活用した雇用の 促進
- ・障がい者の起業や創業の支援

#### 福祉的就労の場の確保

・授産施設、共同作業所などの充実

### 5. 啓発・広報

## 動向と課題

障がいの有無にかかわらず、市民がお互いに理解しあい支え合う社会を 築きあげるためには、障がい者に関する施策を実施するとともに、障がい 者に対する十分な理解を深めることが必要です。地域社会において、障が

いのある人とない人が共生できるように、啓発活動や福祉教育、ボランティア活動などを通じた地域づくりが求められています。

## 施策の 方 向

障がいの有無にかかわらず、市民がお互いに理解しあい支え合う社会を 実現するため、ノーマライゼーションの普及を図るとともに、障がい及び 障がい者に対する市民の理解を深めるため、幅広い啓発・広報活動を推進 します。

#### 啓発活動の推進

- ・啓発活動やイベントなどの促進
- ・町会などの地域組織活動の促進
- ・各種広報媒体による情報提供

#### 地域活動の推進

- ・障がい者の地域活動への参加促進
- ・ボランティア活動の推進
- ・ボランティアの育成(再掲)
- ・交流の拡大(再掲)

#### 心のバリアフリーの促進

- ・福祉教育の推進
- ・交流の拡大

### 6.生活環境

## 動向と 課 題

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」や「北海道福祉のまちづくり条例」などが定められ、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた生活環境づく

りが求められています。障がい者の自立や社会参加を促進するためにも、障がい者の 行動を阻害する環境を改善するとともに、障がい者の生活上の利便性や安全性に配慮 した住まいづくり、まちづくりが必要です。

## 施策の 方 向

障がいのある人も利用しやすい公共施設の整備を進めるとともに、だれ もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した住まいづくり・ まちづくりに取り組みます。

#### 住まい・まちづくりの推進

- ・建築物のバリアフリー化
- ・住みやすい市営住宅の整備
- ・民間賃貸住宅などへの啓発

### 防災・防犯対策の推進

- ・災害対策
- ・防犯対策

## 移動・交通のバリアフリーなどの 促進

- ・交通機関のバリアフリー
- ・歩行空間のバリアフリー

## 7.情報・コミュニケーション

ション手段の整備や情報提供の充実が求められています。

## 動向と

近年、情報通信技術(IT)の進展により、障がい者の情報収集や意思 の伝達手段の選択肢が増えるとともに情報へのアクセスが容易になってき ています。情報を収集・発信することは、障がい者の自立と社会参加にお いて重要なことから、環境の整備が重要な課題となっています。また、視覚や聴覚な どの障がいのある人の情報格差を解消するため、障がいの特性に応じたコミュニケー

## 施策の 方向

障がいのある人が多様な情報を容易に入手することができる環境を整備 するとともに、必要な情報を主体的に選択し、情報発信ができるようコミ ュニケーション手段の多様化に努めます。

#### 情報バリアフリーの促進

- ・情報提供の充実
- ・高度情報化への対応

#### コミュニケーションの促進

- ・コミュニケーション手段の充実
- ・コミュニケーションに関わる人材の育